議案第 10 号

伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会設置条例の制定について

伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会設置条例を別紙のとおり制定する。

平成28年10月24日 提出

伊賀南部環境衛生組合 管理者 亀 井 利 克

理由

伊賀南部環境衛生組合の発注する建設工事等の入札及び契約について監視を行うことにより、これらの透明性を一層高め、公正な競争を確保するため、伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会を設置しようとする。これが、この議案を提出する理由である。

伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会設置条例

(設置)

第1条 伊賀南部環境衛生組合の発注する建設工事、測量業務委託、設計業務委託等(以下「建設工事等」という。)の入札及び契約について監視を行うことにより、これらの透明性を一層高め、公正な競争を確保するため、伊賀南部環境衛生組合入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。
 - (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項
 - (2) 入札及び契約の方法の改善に関する事項
 - (3)前2号に掲げるもののほか、建設工事等に関し管理者が必要と認める事項 (組織等)
- 第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員は、建設工事等の入札及び契約に関し客観的かつ中立公正な判断をすることができる学識経験者のうちから、管理者が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を 妨げない。
- 5 管理者は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を 罷免することができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開しない。ただし、その議事の概要は、公表するものとする。 (意見の具申又は勧告)
- 第6条 委員会は、第2条の規定による調査審議をした入札及び契約に関し、不適切な点 又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、管理者に対して意見の具申又

は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は是正の勧告を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めたときは、委員以外 の者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を 求めることができる。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係する議事に参与することができない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第3条第4項本文 の規定にかかわらず、平成30年8月18日までとする。